

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年9月11日

契約担当官
鹿屋航空基地隊
鹿屋経理隊長 伊藤 彰一

1 工事概要

- (1) エプロン地区マーキング整備
- (2) 工事場所：鹿屋航空基地（鹿児島県鹿屋市西原3丁目11番2号）
- (3) 工事内容：本工事は、以下の工事を行うものである。
用途
仕様書のとおり。
- (4) 工 期：平成31年3月22日まで。
- (5) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに工事費に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分」について記載した見積を提出するものとする。
- (6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における平成29年・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望して（会社更生法平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD級以上であること。
- (5) 競争参加資格申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の事典までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 申込期限及び申込方法

入札日の前日までに一般（特定）建設業許可証、装備施設本部の資格結果通知書それぞれの写しと、件名及び連絡先を記入した送信表を海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊に提示する。（FAX可）

4 入札（及び開札）日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年11月8日（木） 13時30分
 （ただし、郵便等による入札書の受領期限は 平成30年11月7日（水） 16時45分 まで。）
- (2) 場 所 海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊入札室

5 入札（仕様書）説明会の日時及び場所

なし （仕様内容の問い合わせ： 管理隊 下瀬 0994-43-3111 内線2418）

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。
- (5) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記載した金額の108/100に相当する金額）の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。
- (6) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (7) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得第8条第1項第3号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。
- (8) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ことがある。
- (9) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (10) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (11) 契約書の要否 要。
- (12) 適用する契約条項 工事請負契約一般条項
- (13) 入札書は官側の書式を使用する。
- (14) 入札の際に、入札金額内訳を記載した内訳書を入札書に添付して提出すること。
- (15) 入札心得・契約条項は、鹿屋航空基地隊経理隊入札室に掲示してある。
- (16) 入札に関する問い合わせ：電話 0994-43-3111（内線2450）
FAX 0994-42-2586 担当：坂元
この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。
（ホームページアドレス：http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/nyusatsu_idx.html）